

2017年6月27日

セブン&アイ HD、セブン-イレブン、イトーヨーカ堂 「災害対策基本法」に基づく指定公共機関に指定 セブン&アイグループ 3社 2017年7月1日（土）付で施行

株式会社セブン&アイ・ホールディングス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、および株式会社イトーヨーカ堂は、この度「災害対策基本法」第2条第5号に基づく指定公共機関^{※1}に指定されます。これにより、災害発生時に速やかな緊急支援の実施を行うことはもとより、平時においても物資や資材の備蓄等が求められ、流通小売業が発災時においても暮らしを支えるライフラインとしてこれまで以上に重要な役割として位置付けられることになりました。

セブン&アイ・ホールディングスは、グループの災害対策システム「セブン VIEW」^{※2}の活用やセブン-イレブンの24時間営業のインフラを活かし、有事の際にも行政と連携し、“災害に強い日本の実現”に寄与してまいります。

※1「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第2条第5号に基づく指定公共機関は、公益的事業を営む法人のうちから、内閣総理大臣が指定するもの。当該法人等は、防災業務計画の策定を始めとして、災害予防・応急・復旧等において重要な役割を果たす。

※2「セブン VIEW」とは、Visual-Information-Emergency-Webの略であり、災害時に正しい情報を、より速く分かりやすくマップ上で見える化できるセブン&アイグループ独自のシステム。このマップを共有することで地域被災状況を把握し各種対策をたてることが可能。

1. 指定対象法人
- ①株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - ②株式会社セブン-イレブン・ジャパン
 - ③株式会社イトーヨーカ堂

2. 指定の理由
- 災害発生時、地方公共団体や政府災害対策本部を通じた要請により、物資支援協定等に基づき、全国の店舗網等のネットワークを活かして、支援物資の各種品目の調達、被災地への迅速な供給等を担うことで、災害応急対策に貢献することが見込まれる為。

3. 指定公共機関の責務

（平時）①防災業務計画の作成・修正

②防災訓練や物資・資材の備蓄等の災害予防の実施

（発災時）①非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施 等

以上